

よくあるお問合せ（FAQ）

補助対象者・補助額の上限・補助対象経費等について

Q1 一市町村内全体を商工会（又は商工会議所）でまとめてプレミアム商品券発行事業（以下「商品券事業」という。）を実施したいが可能か。

A1 商工会又は商工会議所が申請する場合、一市町村内に商店街団体のあるエリアは対象外となります。「商店街団体のないエリアについて、商工会又は商工会議所が店舗を取りまとめて事業を実施する」場合に限りです。

Q2 今年度から広告宣伝費が補助対象経費に追加されているが、ホームページの改修費用は補助対象経費とならないのか。

A2 補助対象経費となりません。補助対象経費は、**チラシ・ポスターの作成、新聞折込及び地域紙の掲載に係る経費に限り**ます。また、広告宣伝費の**補助額の上限は、10万円(税抜)**となります。

Q3 商品券の印刷とポスター・チラシ印刷を1事業者に対して1回で発注したいが、可能か。

A3 **可能です**。ただし、請求書、領収書等については、ポスター・チラシ等の広告宣伝費、商品券の印刷費の**それぞれの内訳が分かるよう記載**していただくことが必要となります。

また、商品券の印刷費について、**税込50万円超の印刷費発注**に当たっては、**2者以上から同一条件の見積書を徴取**し、より安価な発注先(委託先)を選択する必要があります。

Q4 商品券の印刷のほか、商品券のデザインを別の事業者（デザイナー）に発注依頼した。デザイン代も対象となるか。

A4 **商品券に係る内容であれば補助対象経費**となります（商品券の券面のデザイン費は補助対象経費となります。）。この場合、「印刷費」でご申請ください。
なお、商品券に係る偽造防止（コピーガードやホログラム加工など）も補助対象経費となります。

Q5 プレミアム率が30%を超える商品券を考えているが、可能か？

A5 **できません**。補助金の対象となるのは、**プレミアム率30%以内の商品券発行事業**です。

30%を超える商品券事業は、補助対象外となり申請ができませんので、ご注意ください。

Q6 正会員数 35 の商店街団体だが、賛助会員等を含めれば会員数 50 を超える。1 商店街団体で実施するが、補助の上限額はいくらか。

A6 100 万円です。補助額の上限の決定については、令和 4 年 4 月 1 日時点における正会員数で判断するため、賛助会員等の正会員ではない会員数は考慮しません。

なお、複数の独立した商店街団体による連携、連合会で実施する場合においても、正会員数に応じた上限額の考え方は適用されますので、ご注意ください（詳細については、募集要領 7 頁をご参照ください。）。

申請時の提出書類について

Q7 会の規約や会員名簿のデータがない場合、紙書類だけの提出でもよいか。

A7 県様式のデータ送付は必須ですが、その他添付書類のデータがない場合は、紙書類の提出のみで構いません。

Q8 商店街連合会で申請する場合、会員（商店街団体）の規約や会員名簿なども提出が必要か。

A8 商店街団体ごとに提出いただく書類は以下のとおりです。

【団体ごとに必要な書類】・役員等氏名一覧表（様式 1—2）

- ・定款又は規約（写し）
- ・組合員（会員）名簿（写し）
- ・令和 4 年度収支予算書（写し）

①単独商店街団体の場合（例：A 商店街）

➔ A 商店街の書類が必要。

②複数の独立した商店街団体が連携して実施（例：「A 商店街 + B 商店街」）

➔ A 商店街・B 商店街ごとに書類が必要。

③D 商店街連合会が実施（例：D 商店街連合会 [A 商店街 + B 商店街 + C 商店街]）

➔ D 商店街連合会の書類のみ必要

Q9 「プレミアム商品券発行事業に係る約款」は必ず作成しなければならないのか。

A9 必須書類です。県が作成したひな型がありますので、そちらも参考にし、作成してください。

Q10 事業開始 10 日前までに提出が間に合わない。どうすればよいか。

A10 なるべく早く審査を進めますが、事業開始までに審査・交付決定ができる確約は出来かねますので、事業開始を後ろ倒しにしてください。また、事業開始までの日数に関わらず、交付申請書類の受付順に審査を行います。

事業の実施について

Q11 商店街団体の非会員店舗が参加しても問題ないか。

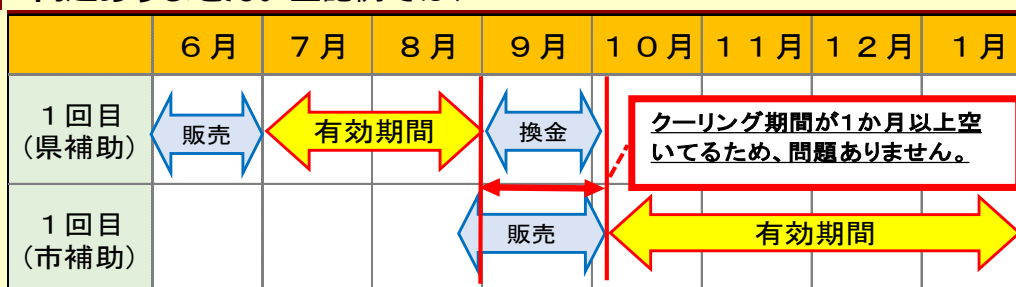
A11 **問題ありません。**これをきっかけに商店街の魅力等をお伝えいただき、商店街団体の加入に努めてください。

Q12 商品券の券面の有効期間を令和4年10月1日から12月31日に設定したいが、可能か。

A12 **できません。**券面の有効期間は、①「前期」：6月1日(水)～10月31日(月)、②「後期」：11月1日(火)～令和5年2月12日(日)のいずれかを選択の上、その範囲内で設定することが必要です（券面の有効期間は最長3か月）。

Q13 県補助金を活用して1回（券面の有効期間7月～8月）国・市町村が実施する「商店街団体等の商品券発行事業に係る補助金」を活用して1回（券面の有効期間10月～1月）の計2回のプレミアム商品券発行事業を実施したいが、可能か。

A13 **問題ありません。**上記例では、



となります。1回目の券面有効期間の終期から2回目の券面有効期間の始期までの期間(クーリング期間)を1か月以上空けることが条件となりますが、1か月のクーリング期間がありますので、問題ありません。また、**国・市補助を活用した商品券については、有効期間が3か月を超えても問題ありません**（県補助を活用した商品券は最長3か月）。ただし、**有効期間が6か月を超える商品券を発行する場合、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）により、制限が課される場合がありますので、ご注意ください**（未使用残高が1千万円を超える場合に、未使用残高の2分の1以上の額に相当する額の発行保証金を供託する義務が発生する場合があります）。

Q14 市町村の補助金との併用は可能か。

A14 可能です。補助対象事業費を上回らない範囲内で市町村の補助事業を活用することは問題ありません。市町村にお問合せの上、ご確認ください。

Q15 商品券の利用について、釣銭を出すことは可能か。

A15 **できません。** 資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）により、**釣銭を出すことは原則として禁止**されています。

Q16 プレミアム付商品券を作成するにあたっては、券面にどのような文言の記載が必要ですか？

A16 発行者（商店街）は、以下の項目を商品券に記載してください。

- ① 発行者の氏名、商号又は名称
- ② 商品券の金額
- ③ 使用期間 又は 使用期限
- ④ その他注意事項

（譲渡・売却不可、釣銭なし、換金不可、使用期限後は無効等）

※以下は券面に記載する必要はありませんが、チラシ・WEB ページ等で利用者に案内する必要があります。

- ⑤ 利用可能店舗一覧

Q17 商品券の偽造や不正使用の防止とはどのような取組をいうのか。

A17 商品券の偽造や不正防止策としては以下の例が挙げられます。

- ・ **コピーガード**…コピーすると「複製」などの隠し文字が印刷されます。
- ・ **ホログラム加工**…ホログラムとはキラキラしたホイルのことで、素材自体が光を反射するため、カラーコピーやスキャニングなどができません。
- ・ **シルバーインキ印刷**…コピーをするとくすんだ色になります。

Q18 商品券を病院の医療費や介護料の支払いに使うことは可能か。

A18 医療・介護保険が適用される医療費（自己負担分）に使用することはできません。自由診療に係る費用については使用可能です。

「キャッシュレス・消費喚起事業(かながわ Pay)」について

Q19 「キャッシュレス・消費喚起事業(かながわ Pay)」[※]については、どのような対応が求められているのか。また、申請時点で「参加店舗の募集」がされていない場合、どうすればよいか。

※: 県内消費を喚起するため、感染防止対策取組書を掲示している県内の加盟店で「かながわ Pay」アプリを通じてキャッシュレス決済していただくと、ポイント還元を行うキャンペーン

A19 補助の要件として、「同事業について全会員に対して事業を周知するとともに、参加登録について、積極的な働きかけを行う」ことをお願いしています。同事業のチラシ等により、全会員に対して周知をお願いしていただくとともに、参加店舗登録についても、積極的に働きかけを行ってください。また、申請日時点で第2弾の参加店舗の募集が開始されていない場合には、募集開始後速やかに、募集が開始となったことを全会員に周知していただくことと併せて、参加店舗登録についても積極的な働きかけを行ってください。

当課所管の他補助金(商店街等名産 P R 事業費補助金等)との重複申請等について

Q20 商店街団体等を対象とする県の補助金は、本事業の他に「商店街等名産 P R 事業費補助金」、「商店街魅力アップ事業費補助金」、「商店街等再起重点支援事業費補助金」があるが、本補助金と重複して申請できる補助金はあるのか。

A20 「商店街等名産 P R 事業費補助金」は、本補助金と重複して申請することが可能です。ただし、ともに「広告宣伝費」を対象経費としているため、「プレミアム商品券発行事業」に係る広報と「名産 P R 事業」に係る広報は明確に区分して実施していただくことが必要となります。ご不明点等ございましたら、県商業流通課までご相談ください。(045-210-5612 (直通))

なお、「商店街魅力アップ事業費補助金」は令和4年4月14日(木)に受付を終了しています。また、「商店街等再起重点支援事業費補助金」については、制度上、併用不可となっております。

Q21 すでに、「商店街魅力アップ事業費補助金」についてすでに応募しているが、本補助金も申請できるのか。

A21 可能です。ただし、「Q20」と同様に、ともに「広告宣伝費」を対象経費としているため、「プレミアム商品券発行事業」に係る広報と「商店街魅力アップ事業費補助金」に係る広報は明確に区分して実施することが必要となります。ご不明点等ございましたら、県商業流通課までご相談ください(045-210-5612 (直通))。

電子商品券の発行について

Q22 電子商品券で発行することは可能か。

A22 **可能です。**電子商品券とは、申請団体が作成した専用WEBページ等を利用して、商品券を発行するサービスのことを指します。

Q23 この場合、補助の対象となる経費は何か。

A23 補助対象経費は、

- ① プレミアム商品券のプレミアム(割増)分
- ② **プレミアム商品券の券面の発券に係る印刷費（※Q24参照）**
- ③ プレミアム商品券発行事業の周知に係る広告宣伝費
となります。

Q24 電子商品券における「プレミアム商品券の券面の発券に係る印刷費」とは何か。

A24 **原則として、「電子商品券の購入者が、商品券を使用するに当たり必要となる操作を行う画面の構築に係る経費」を指します。**なお、既存の電子システムがあり、当該システムの改修することで電子商品券を発行する場合、補助対象経費とする条件として、今回発行する電子商品券が既に存在する電子マネー、ポイント等と明確に分離されていることが必須条件となります(実績報告時に、発券額・換金状況等を証明する書類が必要となります)。

電子商品券の発行を検討される場合、まず、県商業流通課までご相談ください（045-210-5612（直通））。